

青年部 「愛知県と愛産協青年部との意見交換会」開催

- ・日 時：令和3年12月8日（水）午後2時
- ・場 所：協会3階会議室（名古屋市中区）
- ・参加者：9名

青年部とは

（一社）愛知県産業資源循環協会青年部は昭和62年5月に愛知県産業廃棄物協同組合の青年部として設立、次世代を担う人材の育成、及び同業者間の交流を図ることを目的として発足し、35年の歴史を持ちます。

現在64名の会員が在籍し、第14代青年部会長は、金田 琳氏（サンコーリサイクル（株）代表取締役社長）が務めています。

組織構成は、交流委員会：会員同士の交流を目的とした事業の企画・運営、視察研修委員会：新しいビジネスモデルや斬新な取り組みを行っている企業・団体への視察の企画・運営、教育情報委員会：経営に不可欠な情報や専門知識を習得するための研修会の企画・運営、会員活性化委員会：会員の自由な意見を具体化し、学び、仕事、仲間づくりへとつなげていく企画・運営を行う、4つの委員会から成り立っています。

「愛知県と愛産協青年部との意見交換会」は、かつて青年部会で役員として尽力されていた永井良一会長のたつての希望により、若手の産業廃棄物の担当者の方々4名と青年部4名との初の意見交換会が開催されました。

質問事項は事前に行政担当者の方に提出、当日は初の対面、名刺交換から始まり、専務理事 堀部隆司氏の司会にて進行し、それぞれの自己紹介が行われた後、本題に入り青年部から議題が読み上げられ、行政担当者の方が答えられるという形式で会は進みました。

議題1：許可申請書類の様式統一等について（砂月氏）

県：吉野氏 県内で県と政令市の許可を持っているとこのような要望があるかと思うが、県と政令市で独立した権限があるので、それぞれの立場で事務処理を行うこととなっており、全く統一した情報をHPに記載するのは難しい。様式について

も、統一されていた方が利便性はあると思うが、法で定められた様式以外は個別の対応としているので、それぞれの方針や過去の運用があるので難しい。運用を変更する場合は、政令市にも事前に情報提供して足並みをそろえつつ情報共有するようにはしている。

議題2：排出事業者への電子契約・電子manifestの普及促進について（永井氏）

県：嶋田氏 今年度、排出事業者向けのセミナーをオンラインで実施する予定があり、その中で電子manifestの普及促進については説明していく。電子契約については、排出事業者に対してアピールできるように勉強させていただく。また、HPが分かりにくいとのことだが、県もDX化推進を計画を立てて行っているが、HPの見やすさの改善は計画には入っていない。

議題3：元請業者との契約等について（天野氏）

（1）廃LLC（クーラント）の取扱いについて

県：吉野氏 平成14年度に石川県が環境省に照会した事例があり、廃アルカリに該当する、廃油が混入している場合は、廃油と廃アルカリの混合物となるとの回答が出ている。

（2）委託契約書への排出事業場所在地の記載について

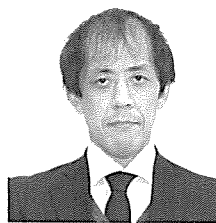
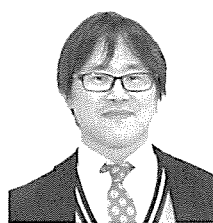
県：嶋田氏 契約書の法的記載事項ではないが、記載されている事例が多く、許可や料金の確認の点からは記載が望ましいが、記載に関して問題があるとは言えない。

委託契約書とmanifestを関連付け、排出元を特定する意味でも、排出事業場が分かった段階で、別紙で添付しておいた方が望ましい。

（3）元請業者との契約について

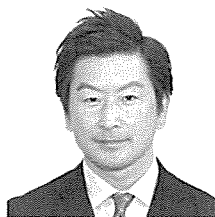
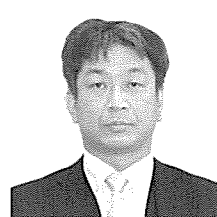
県：嶋田氏 契約は排出事業者と委託処理業者が



監視グループ
室長補佐 中村 崇利 氏指導グループ
主査 嶋田 深志 氏産業廃棄物グループ
主査 吉野 順子 氏産業廃棄物グループ
主査 山田 英和 氏

司 会

(一社) 愛知県産業資源循環協会 青年部

事務局
専務理事 堀部 隆司 氏会長 金田 琳 氏
サンコーリサイクル (株)
代表取締役社長副会長 砂月 和貴 氏
(株) クリントック
専務取締役副会長 天野 晃明 氏
岡崎技研 (株)
専務取締役副会長 永井 雅大 氏
ナガイホールディングス(株)
専務取締役

行うことになる。建設工事の場合は、元請業者が排出事業者となる。設備や建物のメンテナンスで建設工事に該当しなければ、設備・建物の所有者が排出事業者となる。勝手に決めていい訳ではない。

議題4：産業廃棄物と一般廃棄物の区分について (永井氏)

県：嶋田氏 木くず、動植物性残さは、法で業種指定されている。これ以上の判断はない。業種は、日本標準産業分類で判断する。

議題5：汚染土を含んだ産業廃棄物の処理について (金田氏)

県：中村氏 法の枠組みと県の指導という枠組みがある。法的には、土壤汚染対策法の要措置区域内等の汚染土であれば汚染土壌処理業者で処理しなければならないと義務付けされている。それに産業廃棄物が混入している場合は、廃棄物処理法に基づき処理しなければならないので、両方の許可をもったところで処理をしなければならない。環境基準を超えている等、土壤汚染対策法の網が掛かっていない汚染土については、両方の許可を持った業者で処理するのが望ましいと指導をしている。

議題6：許可申請手続き時の行政担当者の対応について (金田氏)

県：吉野氏 毎年、新任者や希望者に対して研修を行っている。また、課内・グループ内の経験者への確認をまめに行うようにして知識の共有を図るようになっている。

<その他>

◎県・政令市の条例の統一について (永井氏)

県：山田氏 条例は、それぞれの地域の事情があって制定されているので統一化は難しい。

◎少量排出事業者への電子マニフェストの普及促進について (永井氏)

県：嶋田氏 日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの管理運営者であるため、少量排出事業者に対してメリットを設ける等の権限が県にないが機会があれば意見として伝えたい。

◎不用品回収業者への指導について (永井氏)

県：中村氏 一般家庭から集めているものが多く、一般廃棄物であるので県で指導しにくい。家電であれば有害使用済機器の規定に該当すれば保管状況の確認や届出の指導をしていく。

◎不適正事案への対応について (金田氏)

県：中村氏 情報があれば何某かのリアクションは取る。解体工事において下請業者への丸投げ等が問題になっており、最近では、元請業者や解体工事現場への重点立入を行っている。

中間処理業者でも、受け入れの際に解体業者で不備のあるマニフェストの作成代行をしているようなところがある。何でも受け入れるのではなく、搬入業者に不適正なことがあれば、相手にご助言をしていただければありがたい。

初めての意見交換会ということもあり緊張感が漂いましたが、青年部の皆さんからは産業廃棄物処理業者としての要望をしっかりと伝えることができ、また、行政担当者の方々からは当業界への法令遵守と適正処理推進の願いがあり、共に今後の循環型社会形成の構築において協力し合うという共感を得られた、顔の見える関係づくりの第一歩となりました。